

広島県告示第五百八十三号

広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）別表第二の規定により、広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲を次のように定め、平成十四年広島県告示第三百十八号（広島県都市公園条例の規定による広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）は、廃止する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

陸上競技場		区 分	単 位	利用料金の範囲
出発合図用黒板			一個につき 一回当たり	七〇円以内
槍			一本につき 一回当たり	四〇円以内
円盤			一個につき 一回当たり	四〇円以内
砲丸			一個につき 一回当たり	四〇円以内
ハンマー			一個につき 一回当たり	八〇円以内
表彰台			一台につき 一回当たり	一六〇円以内
スターター台			一台につき 一回当たり	一六〇円以内
周回表示器			一台につき 一回当たり	二〇〇円以内
ハードル			一台につき 一回当たり	六〇円以内
三、〇〇〇メートル障害ハードル			一式につき 一回当たり	九一〇円以内
風向風速計（中浅式）			一個につき 一回当たり	四一〇円以内
〃 （デジタル式）			一個につき 一回当たり	六七〇円以内
温度計・湿度計			一個につき 一回当たり	四〇円以内
トラック標識旗			一組につき 一回当たり	八〇円以内
踏切板（フェール判定ゴム板込み）			一式につき 一回当たり	四〇円以内

バー上げ器	一本につき 一回当たり	三〇円以内
走高跳用マット	一式につき 一回当たり	五〇〇円以内
棒高跳用マット	一式につき 一回当たり	八四〇円以内
走高跳用バー	一本につき 一回当たり	三〇円以内
棒高跳用バー	一本につき 一回当たり	三〇円以内
運搬車	一台につき 一回当たり	二三〇円以内
役員席用机	一脚につき 一回当たり	三〇円以内
マラソン用器具	一式につき 一回当たり	八四〇円以内
選手用長いす	一脚につき 一回当たり	三〇円以内
ビーチパラソル	一本につき 一回当たり	一〇〇円以内
走高跳用支柱	一組につき 一回当たり	一七〇円以内
棒高跳用支柱	一組につき 一回当たり	三四〇円以内
決勝柱	一組につき 一回当たり	四〇円以内
ポール置台	一台につき 一回当たり	一六〇円以内
槍立て台	一台につき 一回当たり	一六〇円以内
投てき距離標識	一式につき 一回当たり	八四〇円以内
円盤置台	一台につき 一回当たり	一六〇円以内
砲丸置台	一台につき 一回当たり	一六〇円以内
ハンマー吊台	一台につき 一回当たり	一六〇円以内
スターティングブロック	一式につき	四〇円以内

健康スポーツセンター				サブ	アリーナ	球場															
冷暖房設備	冷暖房設備	電光得点表示盤	仮設ステージ台				照明設備		冷暖房設備		照明設備					テント	陸上競技用具（写真判定装置を除く。）	電光掲示盤		光波距離計	写真判定装置
				全点灯	五〇%点灯	会議室	大会議室	全点灯	七五%点灯	五〇%点灯	二五%点灯	一五%点灯	一回当たり	一回につき	一日につき			半日につき	一回につき		
き 一時間につき	き 一時間につき	一回につき	一回につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	き 一時間につき	一回につき	一回につき	一回につき	一日につき	半日につき	き 一時間につき	一回につき	一回につき	一回につき
一、八〇〇円以内	四、八〇〇円以内	二、一〇〇円以内	二六〇円以内	三、四〇〇円以内	一、九〇〇円以内	一三〇円以内	二六〇円以内	二六、四〇〇円以内	二〇、一〇〇円以内	一三、七〇〇円以内	七、八〇〇円以内	四、〇〇〇円以内	一三〇円以内	七、五〇〇円以内	一七、九〇〇円以内	一一、九〇〇円以内	三、九〇〇円以内	一、九〇〇円以内	五、四〇〇円以内		

野球場	照明設備								テニスコート		会議室		視聴覚室								
													冷暖房設備		冷暖房設備	ビデオカメラ一式	ワイヤレスマイク	一六ミリ映写機	スライド映写機	オーバーヘッドプロジェクター	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合				アマチュアスポーツに使用する場合				センターコート	インドアコート及び一般コート	会議室冷暖房設備		(A)	(B)	冷暖房設備		ビデオプロジェクター	ビデオカメラ一式	ワイヤレスマイク	一六ミリ映写機	スライド映写機	オーバーヘッドプロジェクター
全点灯	五〇%点灯	四〇%点灯	二〇%点灯	全点灯	五〇%点灯	四〇%点灯	二〇%点灯	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき	一分につき
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり	一回当たり
一八八、五〇〇円以内	九四、三〇〇円以内	七五、四〇〇円以内	三七、七〇〇円以内	三七、七〇〇円以内	一八、九〇〇円以内	一五、一〇〇円以内	七、六〇〇円以内	七円以内	三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	二六〇円以内	五四〇円以内	九四〇円以内	一三〇円以内	六七〇円以内	六七〇円以内	二六〇円以内	

共通											
冷暖房設備	スコアボード一式	バッテリーゲージ	ピッチングゲージ	トスゲージ	移動式ネット	電気設備	シャワー設備（温水）	拡声装置	一室一時間につき	一三〇円以内	
									一時間につき	二、〇〇〇円以内	
									半日につき	五、九〇〇円以内	
									一日につき	九、八〇〇円以内	
									一回当たり	四、一〇〇円以内	
									一回につき	二六〇円以内	
									一回当たり	三九〇円以内	
									一回につき	一、三〇〇円以内	
									一キロワットまでごと	一三〇円以内	
									一時間当たり	一三〇円以内	
									一人につき	一三〇円以内	
									一回当たり	一三〇円以内	
									一式につき	八八〇円以内	
									一時間当たり	八八〇円以内	

備考

- 一 「半日」とは、継続して三時間を超え五時間以内使用する場合をいい、「一日」とは、継続して五時間を超え八時間以内使用する場合をいう。
- 二 この表の電気設備の利用料金の範囲は、器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金の範囲をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 三 この表の設備の取付け及び操作は、利用者において行うものとする。
- 四 共通項目のシャワー設備（温水）の利用料金の範囲については、温水プール及び野球場使用については、適用しない。